

議題	審議テーマの決定
項目	基準諮問会議からのテーマ提言への対応

## I. 本資料の目的

1. 本日の委員会において、基準諮問会議から当委員会に対して1件の新規テーマの提言及びその他の依頼事項があった。本資料では、当該提言及び依頼に関する当委員会の対応方針の案を記載しており、ご意見をいただくことを目的としている。

## II. 新規テーマの提言への対応

### 金融商品取引法上の「電子記録移転権利」又は資金決済法上の「暗号資産」に該当する ICO トークンの発行・保有等に係る会計上の取扱い

#### (基準諮問会議による提言の内容)

2. 審議資料(1)-2「テーマの提言」に記載されている「金融商品取引法上の「電子記録移転権利」又は資金決済法上の「暗号資産」に該当する ICO トークンの発行・保有等に係る会計上の取扱いについて」に関する提言の内容は、以下のとおりである。

金融商品取引法上の「電子記録移転権利」又は資金決済法上の「暗号資産」に該当する ICO トークンの発行・保有等に係る会計上の取扱いについて、貴委員会の新規テーマとして提言いたします。

なお、テーマ提言にあたり、テーマの提案者である金融庁に対して、金融商品取引法上の「電子記録移転権利」又は資金決済法上の「暗号資産」に該当する ICO トークン等に関する最新の情報を企業会計基準委員会に連携してもらうことを申し入れております。

#### (当委員会の対応方針(案))

3. 基準諮問会議の提言を尊重し、「金融商品取引法上の「電子記録移転権利」又は資金決済法上の「暗号資産」に該当する ICO トークンの発行・保有等に係る会計上の取扱い」について、当委員会の新規テーマとしてはどうか。

本件は、実務対応報告第 38 号「資金決済法における仮想通貨の会計処理等に関する当面の取扱い」に関連するテーマであると考えられるため、当該実務対応報告の検討を行った実務対応専門委員会において対応することとしてはどうか。

### Ⅲ. その他の依頼事項への対応

#### リース業における割賦販売取引の会計処理

##### (基準諮問会議からの依頼の内容)

4. 審議資料(1)-2「テーマの提言」に記載されている「リース業における割賦販売取引の会計処理」に関する依頼の内容は、以下のとおりである。

第37回基準諮問会議において、審議事項(1)-2 参考資料2 のとおり、日本公認会計士協会よりリース業における割賦販売取引の会計処理について、ASBJ において包括的な検討を行っていただきたいとの要請がなされた。当該要請について審議を行った結果、リース業における割賦販売取引の会計処理について、現在、貴委員会が行っているリースに関する会計基準の検討に含めて検討いただくことを依頼することとなった。

##### (当委員会の対応方針(案))

5. 基準諮問会議の依頼に基づき、「リース業における割賦販売取引の会計処理」について、当委員会で現在検討を行っている「リースに関する会計基準」の検討に含めて検討することとしてはどうか。

また、本件については「リースに関する会計基準」の検討を行っているリース会計専門委員会において対応することとしてはどうか。

#### ディスカッション・ポイント

上記の当委員会の対応方針(案)に同意するか。

以 上